

# パーソナルデータ取得時にとるべき手続に関する検討状況

－消費者への情報提供のあり方を中心に－

2013年12月10日

経済産業省

## 1. 課題・目的

パーソナルデータの利活用を促進するためには、事業者による利活用の態様を消費者が正しく理解し安心してデータを提供できる環境を作ることが重要。このようにして消費者と事業者の信頼関係を構築することは、制度・ルールの如何に関わらず、パーソナルデータの利活用を促進する上での重要な基盤。

事業者が消費者との信頼関係を構築する上で鍵となる、パーソナルデータ取得時における手続を整理し、パーソナルデータを利活用する事業者の対応を慫慂。

## 2. 検討の概要

パーソナルデータ取得時にとるべき手続のうち、特に重要となる「消費者に対する情報提供、説明の適切性」を評価・確認できるような仕組みづくりを目指し、①そのための標準的な取組を示す「基準の策定」と、②当該基準を用いた、パーソナルデータの利活用を進める事業者の取組の「評価の試行」とを、同時並行で、実施。

## 3. 検討の経過

平成25年9月

「事前相談評価制度」を試行的に実施する旨公表し、基準の策定と評価の試行への協力企業を募集。10社の参加が決定。

平成25年11月～

有識者から成る「評価委員会」を設置（参考参照）。事業者による消費者への情報提供の提案（プライバシーポリシーの分かりやすい表記や、アプリ上での情報提供方法の工夫等）をレビュー。並行して、評価の試行のための基準を検討。

平成25年12月4日

評価の試行の結果を事業者に提示。評価のあり方を含め、事業者と議論。

## 4. 今後の予定・方向

当面、年内を目処に、以下の取組。

### (1) 評価基準の策定

消費者に対する情報提供のあり方（表示等）に関する評価基準を策定。「世界最先端 IT 国家創造宣言」で掲げられている「同意取得手続の標準化等の取組」の第一歩として、当該基準の標準化のための検討を開始。

### (2) 事業者のモデルとなる取組の公表

試行評価協力事業者によるモデルとなるような取組を公表。

### 【参考：評価委員会委員】

#### ○：委員長

板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士

長見 萬里野 一般財団法人日本消費者協会 理事長

小松 文子 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター  
情報セキュリティ分析ラボラトリー ラボラトリー長

新保 史生 慶應義塾大学 総合政策学部 教授

村上 康二郎 東京工科大学 教養学環 准教授

○森 亮二 英知法律事務所 弁護士